

高校生等奨学給付金受給申請書

※はじめに、次の4点を確認のうえ、「✓」を付けてください。(チェックがない場合は給付金が支給されません。)

- この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
- この申請書に虚偽の記載があった場合は、兵庫県の求めに従い給付された全額を即時返還します。
- 兵庫県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っていません。
- この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費(見学旅費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生を除く))の支弁対象ではありません。

【1】申請者

名 前	(ふりがな)		高校生等との関係	親権者・未成年後見人 未成年後見人である里親・主たる生計維持者 生徒本人・その他()
住 所	〒 _____ 兵庫県			
電話番号	自 宅		携 帯	

【2】高校生等

名 前	(ふりがな)		生年月日	昭和 平成 西 暦			年	月	日
現在在学する 高等学校等	名 称	立 _____ 学校	設置区分	<input type="checkbox"/> 国公立 <input type="checkbox"/> 私 立	課程区分	全日制・定時制・通信制			
	入学年月日	平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日	在学中に給付金を受給した回数		なし	1回	2回	3回	4回
過去に在学した 高等学校等	名 称	立 _____ 学校	設置区分	<input type="checkbox"/> 国公立 <input type="checkbox"/> 私 立	課程区分	全日制・定時制・通信制			
	在学期間	_____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日	在学中に給付金を受給した回数		なし	1回	2回	3回	4回

【3】申請区分 (次の中から該当する申請区分に○をつけてください。)

世帯状況	給付額	申請区分	添付書類等
7月1日現在、生活保護法の規定による生業扶助を受給している。	32,300	①	裏面 【5】(1)、【6】参照
7月1日現在、生活保護法の規定による生業扶助を受給しておらず、			
道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税(0円)の世帯である。	全日制又は定時制の高校生等	110,100	②
	2人目以降の全日制又は定時制の高校生等	141,700	③
	当該世帯に扶養されている高校生等以外に15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の高校生等(ただし、全日制又は定時制に限る)		④
	通信制の高校生等	48,500	⑤
			裏面 【5】(2)、【6】、【7】、【8】参照

※通信制に通学する高校生等を含む複数の高校生等がある場合には、通信制の高校生等には全て⑤の額を適用し、全日制又は定時制の高校生等には全て③の額を適用する。

【4】受領方法 (希望する受領方法に「✓」を入れてください。)

- 給付金の受領を学校長に委任します。 → 委任状(様式7)を添付してください。
- 申請者又は対象となる生徒本人名義の下記の口座への振込みを希望します。

振込希望口座	ふりがな					預金種別	1 普通・総合	2 当座	
	金融機関名	銀 行 信用金庫 農 協					支店	3 貯蓄	4 その他()
	支店番号	口座番号							

※7桁の口座番号を記入してください

学年	クラス	出席番号

引き続き裏面も記入してください。

【5】保護者等の課税証明書等（該当する口に✓を入れ、必要な課税証明書等を提出してください。）

(1) 生業扶助受給世帯

世帯状況	課税証明書等
7月1日現在、生活保護法（昭和25年法律第144条）第36条の規定による生業扶助が措置されている	<input type="checkbox"/> 生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（様式2）または、福祉事務所等が発行する生活保護受給証明書

→【6】へ

(2) 道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税(0円)の世帯

世帯状況	課税証明書等
親権者が2名である。（両親）	<input type="checkbox"/> ・親権者2名の課税証明書等 ・高校生等の健康保険証（写）※注1
親権者が1名である。（離婚、死別等） ※親権者が一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合を除く	<input type="checkbox"/> ・親権者1名の課税証明書等 ・高校生等の健康保険証（写）※注1
親権者が2名であるが、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情がある。 ※上記の事情があり、親権者1名の課税証明書等が提出できない場合	<input type="checkbox"/> ・親権者1名の課税証明書等 ・高校生等の健康保険証（写）※注1
未成年後見人が選任されている。 ※未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。	<input type="checkbox"/> ・未成年後見人の課税証明書等（全員分） ・高校生等の健康保険証（写）※注1
未成年後見人が選任されておらず、生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）が存在する。	<input type="checkbox"/> ・主たる生計維持者の課税証明書等 ・高校生等の健康保険証（写）※注1
未成年後見人、主たる生計維持者が存在せず、生徒本人が成人に達している。	<input type="checkbox"/> ・生徒本人の課税証明書等 ・生徒本人の健康保険証（写）※注1
所得確認の対象が生徒本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者の存在しない場合であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない	<input type="checkbox"/> ・生徒本人の健康保険証（写）※注1

→【6】・【7】・【8】へ

【6】その他の添付書類（該当する口に✓を入れ、必要な添付書類を提出してください。）

世帯状況	その他の添付書類
兵庫県外の高等学校等に在学している。	<input type="checkbox"/> ・在学証明書 ・世帯全員の住民票記載事項証明書
表面の【3】申請区分を③で申請する。	<input type="checkbox"/> ・兄弟姉妹の奨学給付金申請書（写） ・15才以上23才未満の扶養されている兄弟姉妹の健康保険証（写）※注1
表面の【3】申請区分を④で申請する。	<input type="checkbox"/> ・15才以上23才未満の扶養されている兄弟姉妹の健康保険証（写）※注1

【7】生業扶助未受給の誓約（非課税世帯の場合は、下記の内容を確認し、口に✓を入れてください。）

<input type="checkbox"/> 私の世帯は、7月1日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助を受給していません。

【8】扶養親族等の状況（生業扶助受給世帯は記入不要です。）

生徒本人、保護者等、生徒本人以外の高校生等及び15歳以上（中学生は除く）23歳未満の扶養されている兄弟姉妹を記載してください。

	続柄 ※注2	名前	生年月日（年齢） ※注3	職業・学校名・学年等	申請の有・無	申請額	学校使用欄
扶養親族の状況	本人		(歳)		有	円	
			(歳)		有 ・ 無	円	
			(歳)		有 ・ 無	円	
			(歳)		有 ・ 無	円	
			(歳)		有 ・ 無	円	
			(歳)		有 ・ 無	円	

(注意事項)

※注1 健康保険証（写）で扶養関係が確認できない場合は、健康保険証（写）と併せて扶養申立書（様式4）を提出してください。

※注2 続柄欄は、対象となる高校生等を基準として記入してください。

※注3 年齢欄は、7月1日現在で記入してください。

高校生等奨学給付金受給申請書

提出日(7月1日以降の日付)を記入してください。

※はじめに、次の4点を確認のうえ、「✓」を付けてください。(チェックがない場合は「×」を付けてください。)

- この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
- この申請書に虚偽の記載があった場合は、兵庫県の求めに従い給付された全額を即時返還します。
- 兵庫県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っていません。
- この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童養育施設(母子生活支援施設の高校生を除く)の支弁対象ではありません。

4項目を確認しチェックを付けてください。(チェックがない場合は支給できません)

【1】申請者

名前	(ふりがな) ひょうご たろう 兵庫 太郎	高校生等との関係	親権者・未成年後見人 未成年後見人である里親・主たる生計維持者 生徒本人・その他()
住所	〒 650-8567 兵庫県 神戸市中央区下山手通5-10-1		
電話番号	自宅	000-000-0000	携帯
			000-0000-0000

【2】高校生等

名前	(ふりがな) ひょうご じろう 兵庫 二郎	生年月日	昭和 平成 西暦 16年 6月 1日
現在に在学する高等学校等	名称 兵庫県立〇〇〇高等学校	設置区分	国公立 課程区分 全日制 定時制・通信制
	入学年月日 平成 令和 2年 4月 1日	在学中に給付金を受給した回数	なし 1回 2回 3回 4回 不明 <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
過去に在学した高等学校等	名称 立 学校	設置区分	<input type="checkbox"/> 国公立 <input type="checkbox"/> 私
	在学期間 年 月 日 ~ 年 月 日	在学中に給付金を受給した回数	不明

現在校で受給した回数です。例では昨年度1学年時に受給しているとして、1回に☑しています。

現在在籍している学校以外に過去に在籍していた高等学校等がある場合は、学校の名称・設置区分・課程区分・在学期間・給付金の受給回数を記入。

【3】申請区分 (次)

世帯状況	給付額	申請区分	添付書類等
7月1日現在、生活保護法の規定による生業扶助を受給している。	22,200 ①		裏面 【5】(1)、【6】参照
7月1日現在、生活保護法の規定による生業扶助を受給しておらず、世帯状況や兄弟姉妹の状況に応じて、該当する申請区分に○を記入。			
道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税(0円)の世帯	全日制又は定時制の高校生等	110,100 ②	裏面 【5】(2)、【6】、【7】、【8】参照
	2人目以降の全日制又は定時制の高校生等	③	
	通信制の高校生等	④	

裏面の【5】(2)、【6】を確認のうえ、必要な書類を提出してください。あわせて、【7】【8】も記入してください。

給付金の受領方法について、希望する方に☑を入れます。学校が代理受領することを希望する場合は、委任状(様式7)を別途提出してください。(代理受領された給付金は、授業料以外の教育費と相殺することが可能です。)また、代理受領を希望しない場合は、下記に振込先を記入します。(ただし、振込先は、申請者または生徒本人の口座名義に限ります。)

【4】受領方法 (希望する受領方法に「☑」を付けてください。)

- 給付金の受領を学校長に委任します。 → 委任状(様式7)を提出してください。
- 申請者又は対象となる生徒本人名義の下記の口座への振込みを希望します。

振込希望口座	ふりがな	みついすみとも 〇〇〇	預金種別	1 普通・総合 2 当座 3 貯蓄 4 その他()
	金融機関名	三井住友 銀行 信用金庫 農協 〇〇 支店	ふりがな	ひょうご たろう
	支店番号	123	口座番号	0 1 2 3 4 5 6
			口座名義	兵庫 太郎

※7桁の口座番号を記入してください

引き続き裏面も記入してください。

記入例

【5】保護者等の課税証明書等 (該当する口に✓を入れ、必要な課税証明書等を提出してください。)

(1) 生業扶助受給世帯

7月1日現在、生活保護受給世帯		<input checked="" type="checkbox"/> 該当する区分に✓を入れ、右の欄に記載の必要書類を提出してください。 記載例(申請区分③)の場合、 ・保護者等全員の課税証明書・太郎(父)+花子(母)のもの ・高校生等の健康保険証(写)・二郎(本人)のもの ※ ・兄弟姉妹の奨学給付金申請書(写)・一郎(兄)のもの ・兄弟姉妹の健康保険証(写)・一郎(兄)のもの ※ ※保険証で、太郎(父)が二郎(本人)と一郎(兄)を扶養していることが確認できない場合や、国民健康保険に加入の場合は、別途、扶養申立書(様式4)が必要	課税証明書等 生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書(様式2)または、福祉事務所等が発行する生活保護受給証明書
(2) 道府県民税所得割			→【6】へ
親権者がいる	親権者が2名で	<input checked="" type="checkbox"/>	・親権者2名の課税証明書等 ・高校生等の健康保険証(写) ※注1
	親権者が1名である。(離婚、死別等) ※親権者が一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合を除く	<input type="checkbox"/>	・親権者1名の課税証明書等 ・高校生等の健康保険証(写) ※注1
	親権者が2名であるが、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情がある。 ※上記の事情があり、親権者1名の課税証明書等が提出できない場合	<input type="checkbox"/>	
親権者がいない	こちらにチェックを入れる場合は下記のようなケースが該当します。 ・DV・養育放棄・児童虐待のため、接触することで危害が及ぶことが考えられる場合 ・失踪により接触することができない場合。 ・離婚協議中かつ別居中であり、課税証明書等の提出を求めたが応じてもらえない場合 (主たる生計維持者)が存在する。	<input type="checkbox"/>	・未成年後見人の課税証明書等(全員分) ・高校生等の健康保険証(写) ※注1
	未成年後見人、主たる生計維持者が存在せず、生徒本人が成人に達している。	<input type="checkbox"/>	・主たる生計維持者の課税証明書等 ・高校生等の健康保険証(写) ※注1
その他	所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者の存在しない場合)であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない	<input type="checkbox"/>	・生徒本人の課税証明書等 ・生徒本人の健康保険証(写) ※注1

→【6】・【7】・【8】へ

【6】その他の添付書類 (該当する口に✓を入れ、必要な添付書類を提出してください。)

世帯状況	その他の添付書類
兵庫県外の高等学校等に在学している。	<input type="checkbox"/> ・在学証明書 ・世帯全員の住民票記載事項証明書
表面の【3】申請区分を③で申請する。	<input checked="" type="checkbox"/> ・兄弟姉妹の奨学給付金申請書(写) ・15才以上23才未満の扶養されている兄弟姉妹の健康保険証(写) ※注1
表面の【3】申請区分を④で申請する。	<input type="checkbox"/> ・15才以上23才未満の扶養されている兄弟姉妹の健康保険証(写) ※注1

上記【5】(2)に該当する場合は、こちらにも必ずチェックを入れてください。

【7】生業扶助未受給世帯 (非課税世帯の場合は、下記の内容を確認し、口に✓を入れてください。)

<input checked="" type="checkbox"/> 私の世帯は、7月1日現在、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助を受給していません。
--

【8】扶養親族等の状況 (生業扶助受給世帯は記入) 令和3年7月1日現在の年齢を記入してください。

続柄 ※注2	名前	生年月日(年齢) ※注3	職業・学校名・学年等	申請の有・無	申請額	学校使用欄
本人	兵庫 二郎	H15年6月1日 (17歳)	兵庫県立〇〇〇高校・2年	有	141,700 円	
父	兵庫 太郎	S42年8月1日 (52歳)	会社員	有・無	円	
母	兵庫 花子	S47年9月1日 (47歳)	専業主婦	有・無	円	
兄	兵庫 一郎	H14年4月2日 (18歳)	神戸市立〇〇〇高校・3年	有	110,100 円	
		()歳				
		()歳				

中学生以下の弟妹は、記入不要です。

"有"に○をした場合は、兄弟姉妹の学校に提出する申請書の写(両面)を添付してください。

(注意事項)

- ※注1 健康保険証(写)で扶養関係が確認できない場合は、健康保険証(写)と併せて扶養申立書(様式4)を提出してください。
- ※注2 続柄欄は、対象となる高校生等を基準として記入してください。
- ※注3 年齢欄は、7月1日現在で記入してください。

留 意 事 項

- イ 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。
- ロ 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。
- ハ 不正に給付金を受給した場合は、返還を求められるとともに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定に基づき、刑罰が科されることがあります。

記 入 上 の 注 意

【高校生等】の欄は、次によって記入してください。

- イ 現在在学する高等学校等について、記入して下さい。また、過去に在学した高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校について、全ての項目を記入して下さい。
- ロ 「在学中に給付金を受給した回数」の欄には、現在校でこれまでに給付金を受給した回数を記入して下さい。また、現在校とは別に、過去に在学した学校で受給したことがある方は、その回数も記入して下さい。

【申請区分】の欄は、次によって記入してください。

- イ 世帯状況に応じて、該当する申請区分に「○」印を付けてください。
- ロ 家計急変により、申請する場合は、7月1日現在か申請日現在にも「○」印を付けてください。

【受領方法】の欄は、次によって記入してください。

- イ 給付金の受領を学校長に委任することができます。その場合は、別途、委任状（様式7）を提出して下さい。（学校は、給付金を代理受領し、保護者が負担すべき学校徴収金と相殺します。）
- ロ 給付金の振り込みを希望する金融機関の口座（申請者又は対象となる高校生等の名義の口座に限る）を正確に記載して下さい。

【課税証明書等】の欄は、次によって記入してください。

- イ 世帯状況に応じて、必要な課税証明書等が異なりますので、ご注意ください。
- ロ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
 - ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③法人である未成年後見人
 - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- ハ 1月1日現在に海外在住等のため、親権者の課税証明書を提出できない場合は、給付対象外です。
- 二 生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）がいるかどうかについては健康保険証（写）等により確認します。

（注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

- ホ 添付書類として記載された書類以外に、学校等から証明書類の提出の求めがあった場合は、その書類を添付して下さい。

【扶養親族等の状況】の欄は、次によって記入してください。

- イ 申請書（様式1-1）で申請する場合は、生徒本人・保護者等、生徒本人以外の高校生等及び15歳以上（中学生を除く）23歳未満の扶養されている兄弟姉妹を記入して下さい。
- ロ 申請書（様式1-2）で申請する場合は、世帯全員について記入して下さい。
 - ※生徒本人以外の高校生等については、必ず学校名、学年とともに、高校生等奨学給付金の申請内容（申請の有無及び申請額）を記入して下さい。
 - ※申請有の場合は、生徒本人以外の高校生の申請書の写し（両面）及び健康保険証（写）を添付して下さい。（健康保険証（写）で扶養関係が確認できない場合は、健康保険証（写）と併せて扶養申立書（様式4）を提出して下さい。）
 - ※15歳以上（中学生は除く）23歳未満の扶養されている兄弟姉妹については、健康保険証（写）を添付して下さい。（健康保険証（写）で扶養関係が確認できない場合は、健康保険証（写）と併せて扶養申立書（様式4）を提出して下さい。）